

令和4年度無人航空機による農薬散布安全対策研修会開催要領

1 目的

本県では、無人航空機（無人ヘリコプター及びドローン）による農薬散布は、水稻を中心に病虫害防除において重要な役割を果たしている。特にドローン（無人マルチローター）は、近年、農薬散布など農業分野で利用が拡大し、令和元年度には、ドローンによる農薬散布に関する手続き等が見直され、新たに「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」が策定された。

しかしながら、無人航空機による農薬散布において、接触による架線切断などの事故や散布に際して周辺住民から苦情が寄せられるなどの問題も生じている。

このような状況を踏まえ、無人航空機による安全かつ適正な農薬散布について理解を深めることを目的に本研修会を開催する。

2 日時

令和5年2月1日（水） 13:30～15:00（1時間半程度）

3 開催方法

Webex によるオンライン開催

4 内容

- (1) 無人航空機による農薬散布の安全対策について 20分
(兵庫県農林水産部農業改良課)
- (2) 「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」および近年の法改正について 30分
(近畿農政局消費・安全部農産安全管理課)
- (3) 産業用無人ヘリコプターによる病虫害防除実施者のための安全対策 30分
(一般社団法人農林水産航空協会)

5 募集人数

150名（先着順）

6 参集範囲

無人航空機防除業者、ドローンによる防除を行う生産者、生産者団体、県関係機関等

7 申し込み

簡易申請システムにより、令和5年1月20日（金）までに下記 URL 又は QR コードから必要事項を入力して申し込む。



申請先：<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1670308847451>

(問い合わせ先)
兵庫県農林水産部農業改良課
環境創造型農業推進班 福尾、二階堂
TEL：078-362-9206(直通)
FAX：078-341-7733